入札公告

次のとおり、一般競争入札に付します。 令和3年12月24日 国立大学法人 東北大学 理事 植木 俊哉

- ◎ 調達機関番号 415 ◎ 所在地番号 04
- ○第1号
- 1 事業概要
 - (1) 品目分類番号 41、42、75、78
 - (2) 事業名 東北大学(片平)情報通信国際共同研究拠点施設整備等事業
 - (3) 事業場所 宮城県仙台市青葉区片平二丁目 1-1
 - (4) 事業概要 国立大学法人東北大学(以下「本学」という。) との事業契約に基づき、東北大学(片平)情報通信国際共同研究拠点施設の施設整備業務(設計、建設等)、維持管理業務、レンタルラボ・オフィス部分の企画・運営業務、民間附帯施設事業及びこれらに関連付随する一切の事業からなる業務を行う。
 - (5) 事業期間 事業契約締結の日から令和22年 3月まで(ただし、民間附帯施設事業については、入札参加者の提案により、事業の終了する年を本学との協議により延長することを可能とし、その場合、事業契約締結の日から本学との協議により決定した年の3月31日までを事業期間とする。)

- 2 競争参加資格等
 - (1) 入札参加者が備えるべき要件等
 - 1) 入札参加者の構成等
 - ① 入札参加者は、単独企業(以下「入札参加企業」という。)又は複数の企業によって構成されるグループ(以下当該バループを情成されるがループを構成する企業を、入札参加グループを構成する企業を。)と、入札参加者は、事業者が設立すると、別目的会社に必ず出資する者であること。

- ② 入札参加グループは入札への参加に当たり、入札参加グループの構成員のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割を参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において明らかにすること。
- ③ 入札参加者は、入札参加企業又は入札 参加グループの構成員以外の者で、事業 者が設立する特別目的会社に出資せず、

事業開始後、直接当該事業者から業務を委託し、又は請け負わせることを予定している者(以下「協力会社」という。)についても、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において協力会社として明らかにすること。

- ④ 入札参加者及び協力会社には、設計に当たる者、建設に当たる者、工事監理に当たる者、工事監理に当たる者、維持管理に当たる者を運営を表すって、 維持では、 本では、 本では、 本では、 大のが必ず含まれていること。
- ⑤ 入札参加企業、入札参加グループの構成員及び協力会社は、他の入札参加グループの構成員又は協力会社になることはできない。ただし、施設整備業務のうちノード設備移転業務に当たる企業についてはこの限りではない。
- 2) 入札参加者及び協力会社の参加要件 入札参加者及び協力会社のいずれも、以 下の要件を満たすこと。
- ① 「国立大学法人東北大学契約事務取扱細則」(平成16年4月1日)第6条及び第7条の規定に該当しない者であり、かつ同細則第8条に規定する資格を有する者であること。
- ② 「会社更生法」(平成14年法律第 154号)に基づき更生手続開始の申立

てをしていない者、「民事再生法」 (平成11年法律第 225 号) に基づき再 生手続開始の申立てをしていない者、 「会社法の施行に伴う関係法律の整備 等に関する法律 | (平成17年法律第87 号)により、なお従前の例によること とされる会社の整理に関する事件に係 る同法による改正前の商法 (明治32年 法律第48号)第 381 条第1項の規定に よる会社の整理開始の申立てがなされ ていない者又は整理開始を命ぜられて いない者、又は「破産法」 (平成16年 法律第75号)に基づき破産手続開始の 申立てがなされていない者であるこ と。なお、「会社更生法」に基づき更 生手続開始の申立てをした者、「民事 再生法」に基づき再生手続開始の申立 てをした者、「会社法の施行に伴う関 係法律の整備等に関する法律」に基づ き会社の整理開始の申立てをした者又 は整理開始を命ぜられた者にあって は、手続開始の決定がなされた後に文 部科学省の審査を受けた一般競争参加 資格の再認定を受けている者であるこ と。

③ 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札書の開札が終了するまでの期間に、文部科学省又は本学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成

18年1月20日付17文科施第 345 号文教施設企画部長通知)等に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- ④ 本学が本事業についてアドバイザリー業務を委託した、株式会社長大(東京都中央区)並びに株式会社長大が本アドバイザリー業務において提携関係において提携関係を選出事務所(東京都中央区)、株式会社新日本コンサルタント又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。
- ⑤ 「東北大学(片平)情報通信国際共同研究拠点施設整備等事業審査委員会」の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。
- ⑥ 入札参加者及び協力会社のいずれかが、他の入札参加者又は協力会社となっていないこと。また、入札参加者及び協力会社のいずれかと資本関係若しくは人的関係において関連がある者が他の入札参加者及び協力会社になっていないこと。
- ⑦ ④、⑤及び⑥における「資本関係若しくは人的関係において関連がある者」とは、次の規定に該当する者をいう。

ア資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

a 子会社等(会社法(平成17年法律 第86号)第2条第3号の2)に規定 する子会社等をいう。以下同じ。) と親会社等(同条第4号の2に規定 する親会社等をいう。以下同じ。) の関係にある場合

b 親会社等を同じくする子会社等同 士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、以下 a については、会社等 (会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定すが民力が同じ。)の一方が第2条第4号に規定する再生手続が存続中の成14年法律第154号)第2条第7項に規定する場合を決する場合という。)である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員(会社法施行 規則第2条第3項第3号に規定する 役員のうち、次に掲げる者をい う。以下同じ。)が、他方の会社等 の役員を現に兼ねている場合
 - (a) 株式会社の取締役。ただし、次に 掲げる者を除く。
 - i 会社法第2条第11号の2に規 定する監査等委員会設置会社に おける監査等委員である取締役
 - ii 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社におけ

る取締役

- iii 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- iv 会社法第 348 条第 1 項に規定 する定款に別段の定めがある場 合により業務を執行しないこと とされている取締役
- (b) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- (c) 会社法第 575 条第 1 項に規定する 持分会社(合名会社、合資会社又は 合同会社をいう。)の社員(同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段 の定めがある場合により業務を執行 しないこととされている社員を除 く。)
- (d) 組合の理事
- (e) その他業務を執行する者であって、(a) から(d) までに掲げる者に 準ずる者
- b 一方の会社等の役員が、他方の会 社等の管財人を現に兼ねている場合 c 一方の会社等の管財人が、他方の 会社等の管財人を現に兼ねている場 合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合。

- ⑧ 国税(法人税、消費税)を滞納していない者であること。
- ⑨ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 3) 入札参加者及び協力会社の資格等要件 入札参加者及び協力会社のうち設計、建 設、工事監理、維持管理及びレンタルラボ ・オフィス部分の企画・運営の各業務に当 たる者は、それぞれ以下の要件を満たすこ と。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとし、 また、同一業務を複数の者で実施する場合 には当該複数のすべての者が要件のすべて を満たすこと。

建設と工事監理については、これを兼務 することはできないものとする。また、資 本関係若しくは人的関係において関連があ る場合も同様とする。

- ① 設計に当たる者は、以下の要件を満たすこと。
 - ア 文部科学省における令和3・4年度 設計・コンサルティング業務に係る一 般競争(指名競争)参加資格の認定を 受けていること(「会社更生法」に基 づき更生手続開始の申立てをした者、

「民事再生法」に基づき再生手続開始 の申立てをした者、「会社法の施行に 伴う関係法律の整備等に関する法律」 に基づき会社の整理開始の申立てをし た者又は整理開始を命ぜられた者につ いては、手続開始の決定後に一般競争 参加資格の再認定を受けているこ と。)。競争参加資格確認申請書を提 出する際に同認定を受けていない者 は、平成31・32年度に係る同認定を受 けていることを示す書類を提出し、令 和3・4年度に係る同認定を受けたと きは速やかに同認定を受けていること を示す書類を提出すること。なお、令 和 3 ・ 4 年 度 に 係 る 同 認 定 を 受 け て い ることを示す書類は、入札書提出期限 までに提出するものとし、期限までに 同書類を提出しなかった入札参加企業 又は入札参加グループの入札は無効と する。

イ 経営状況が健全であること。

ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。

- エ 「建築士法」(昭和25年5月24日法 律第202号)第23条の規定に基づく一 級建築士事務所の登録を行っているこ と。
- オ 平成18年度以降(過去15年度)に管理技術者又は主任担当技術者として、 下記 a ~ d に示す各担当業務に従事 し、当該業務が完了した新営工事の設

計の実績を有する管理技術者(※1、 担当分野を問わない。)及び主任担当 技術者 (※ 2 、 意匠分野 · 構造分野 · 電 気 設 備 分 野 ・ 機 械 設 備 分 野) を 配 置 できること(※3)。また、少なくと も、構造分野の主任担当者について は、eに示す業務に従事し、当該業務 が完了した新営工事の設計の実績を有 する者であること。なお、同じ技術者 が複数の役割及び分野を担当すること を妨げるものではない。海外の実績に ついても要件を満たしていれば実績と して認めるものとする。また、記載を 求める管理技術者及び各主任担当技術 者は、原則としてそれぞれ1名である こと(※4)。ただし、入札参加表明 書及び競争参加資格確認申請書の提出 時において、管理技術者及び各主任担 当技術者を決定できないことにより複 数名の候補者をもって競争参加資格確 認申請書を提出することは差し支えな いが、いずれの候補者についても下記 に示す設計の実績を有していなければ ならない。

- ※1 「管理技術者」とは、「東北 大学設計業務委託契約要項」第14 条の定義による。
- ※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各担当業務における担当技術者を総括する役割を担

う者をいう。意匠、構造、電気設備、機械設備の各分野を想定しているが、さらに主任担当技術者を細分化することは妨げない。

- ※3 「管理技術者」は一級建築士 とし、「主任担当技術者」につ級 に一般建築力野を担当する者はは一般 建築士、構造分野を担当する者は 構造設計一級建築士、電気分野計 機械分野を担当する者は設備設計 一級建築士又は建築設備士とする。
- ※4 設計業務を複数の企業で実施 する場合、管理技術者及び各主任 担当技術者はそれぞれ、当該複数 企業で原則1名記載すればよいも のとする。
- a 階数:地上3階以上
- b 面積:延べ面積5,000 m²以上
- c 構造:鉄骨造、鉄筋コンクリート 造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- d 建物用途:庁舎、校舎、研究施設、診療施設
- e 免震建物:延べ面積5,000㎡以上の 免震建物(aからdの要件を満たす 実績と同一の実績である必要はな い。)
 - ※上記 a ~ e に示す要件を満たす設 計業務における、設計実績(技術 者)が必要となる。

- ② 建設に当たる者は、以下の要件を満たすこと。
 - - a 建築一式工事 1,200点 (ただし、建築一式工事に当たる者 が複数ある場合は、うち1社が満た せばよいこととし、その他の者は 1,000点とする)
 - b 電気工事 1,100点 (ただし、電気工事に当たる者が複数ある場合は、うち1社が満たせばよいこととし、その他の者は 900 点とする)
 - c 管工事 1,100点 (ただし、管工事に当たる者が複数 ある場合は、うち1社が満たせばよ いこととし、その他の者は 900 点と する)
 - イ 競争参加資格確認申請書を提出する 際に同認定を受けていない者は、平成

31・32年度に係る同認定を受けて3・4を受けて3・4を受ける。令を提出したととを和るははかったととを和ることをでいるがある。で提出するのでは、できまれている。できまれている。できまれている。できまれている。できまれている。できまれている。できまれている。できまれている。できまれている。できまれている。できまれている。できまれる。

- ウ 提案内容に対応する「建設業法」 (昭和24年5月24日法律第 100 号)の 許可業種につき許可を有してという。 数が5年以上ある者であるし、確実の施工がであるし、確認できるとの施工が確保できるとのおいては、許可を有いないできる場合においては、許可をものとする。

を満たす者1社は、aからeの全ての

要件を満たし、残りのすべての者(建築一式工事に当たる者のほか、電気工事及び管工事に当たる者を含む)は a から d の要件を満たすこと。

- a 階数:地上3階以上
- b 面積:延べ面積5,000 m²以上
- c 構造:鉄骨造、鉄筋コンクリート 造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- d 建物用途:庁舎、校舎、研究施設、診療施設
- e 免震建物:延べ面積5,000㎡以上の 免震建物(aからdの要件を満たす 実績と同一の実績である必要はな い。)
 - ※上記 a ~ e に示す要件を満たす新 営工事における、施工実績(企 業)が必要となる。
- - ※1 下記 a の工事を複数の企業で施

工する場合は、監理技術者は、当該 複数企業で原則1名記載すればよい ものとする。なお、下記 b・cにつ いても同様とする。

- a 建築一式工事
 - i 建設業法で求める監理技術者の 資格を有する者であること。
 - ii 平成18年度以降(過去15年度) に監理技術者又は主任技術者として、2(1)3)②エのa~eに示す工事の各担当工工事の各担当工工事に従事し完成・引渡しが完了ることを有する者であること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- b 電気工事
 - i 建設業法で求める監理技術者の 資格を有する者であること。
 - ii 平成18年度以降(過去15年度) に監理技術者又は主任技術者とせて、2(1)3)②エのa~dに示す事で、2(1)3)②エの事が営工工事の新営工事が発力であることである。(共同企業体の構成員ととの実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- c管工事
 - i建設業法で求める監理技術者の

資格を有する者であること。

- ii 平成18年度以降(過去15年度) に監理技術者又は主任技術者として、2(1)3)②エの a ~ dに示す基 準を満たす管工事の新営工事に従 事し完成・引渡しが完了した施工 の経験を有する者であること。
 - (共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。)
- ③ 工事監理に当たる者(「建築基準法」 (昭和25年5月24日法律第201号)第5 条の4第2項の規定に基づき設置するも のとする。)は、以下の要件を満たすこ と。
 - ア 2 (1)3)①アに同じ。
 - イ 2 (1)3)①イに同じ。
 - ウ 2 (1)3)① ウに同じ。
 - エ 2 (1)3)①エに同じ。

した新営工事の工事監理の実績を有す る者であること。なお、同じ技術者が 複数の役割及び分野を担当することを 妨げるものではない。海外の実績につ いても要件を満たしていれば実績とし て認めるものとする。また、記載を求 める管理技術者及び各主任担当技術者 は、原則としてそれぞれ1名であるこ と (※2)。ただし、入札参加表明書 及び競争参加資格確認申請書の提出時 において、管理技術者及び各主任担当 技術者を決定できないことにより複数 名の候補者をもって競争参加資格確認 申請書を提出することは差し支えない が、いずれの候補者についても下記に 示す工事監理の実績を有していなけれ ばならない。

- ※ 1 管理技術者、主任担当技術者 の定義等及び資格については、 2 (1)3)①オと同じ。
- ※2 工事監理業務を複数の企業で 実施する場合は、管理技術者及び 各主任担当技術者はそれぞれ、当 該複数企業で原則1名記載すれば よいものとする。
- a 階数:地上3階以上
- b 面積:延べ面積5,000 m 以上
- c 構造:鉄骨造、鉄筋コンクリート 造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- d 建物用途:庁舎、校舎、研究施

設、診療施設

- e 免震建物:延べ面積5,000㎡以上の 免震建物(aからdの要件を満たす 実績と同一の実績である必要はな い。)
 - ※上記 a ~ e に示す要件を満たす新 営工事における、工事監理実績 (技術者)が必要となる。
- ④ 維持管理に当たる者は、以下の要件を 満たすこと。

 - イ 平成18年度以降(過去15年度)に、 下記 a に示す維持管理業務(ただし、 建物保守管理、建築設備保守管理、外 構施設保守管理、清掃衛生管理及び警 備と同種の業務がすべて含まれている

こと。なお、複数の者で実施する場合には当該複数の者で当該同種の業務のすべてを満たすことでよい。)を実施した維持管理の実績を有すること。

a 建物規模

延べ面積5,000㎡以上の役務業務

- ⑤ レンタルラボ・オフィス部分の企画・ 運営に当たる者は、以下の要件を満たす こと。

 - イ 平成18年度以降(過去15年度)に、 下記a及びbに示すレンタルラボまた はレンタルオフィス等における入居者 の募集・斡旋・入居管理に係る業務と 同種の実績を有すること。
 - a 施設の種類

レンタルラボまたはレンタルオフィス等(民間、公共の別は問わない)

b施設の規模・定義

貸出部分の面積が300㎡以上の施設とする。なお、当該施設は、複数の利用者が契約または許可に基づさ一定期間利用できる施設であることとする。施設の自己保有の有無は問わない。委託等により運営を請け負う施設も可とする。

- ⑥ 民間附帯施設事業に当たる者の資格等 要件は問わない。
- (2) 競争参加資格確認基準日

競争参加資格確認の基準日は、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日とする。

なお、競争参加資格の確認審査に当たっては、(1)3)①ア、(1)3)②ア、(1)3)③ア、(1)3)④ア及び(1)3)⑤アに示す一般競争参加資格等の認定を受けていない者及び有資格業者の登録を行っていない者も、入札書提出期限までに同要件を満たしていることを確認出来る資料を提出することを条件として、競争参加資格があると認めるものとする。

- (3) 入札参加グループの構成員及び協力会社の 変更等
 - 1) 競争参加資格の確認後は、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は、原則として認めない。

2) 競争参加資格があると確認された入札 参加グループのうち、入札書の開札が終了 するまでの期間において(1)の1)・2)・3) に示す競争参加資格を満たさない構成員及 び協力会社を含む入札参加グループは、提 案書の提出期限の日までであれば、参加表 明書及び競争参加資格確認申請書を取り下 げることができる。

3 入札手続等

(1) 担当部局

国立大学法人東北大学 施設部計画課電話 (022)217-5126 電子メールアドレス pfi_tohoku@grp. tohoku. ac. jp

(2) 入札説明書等の交付日時、場所

- 1) 交付日時 令和3年12月24日(金)から 令和4年2月10日(木)まで
- 2) 交付場所 本学のホームページ https://bureau.tohoku.ac.jp/sisetubu/ppppfi/pppp fi.html
- (3) 現地説明会の開催日時、場所
 - 1) 開催日時 令和4年1月11日(火)
 - 2) 開催場所 東北大学 片平キャンパス内
- (4) 入札説明書等に関する質問書の受付日時、 場所及び回答日時、場所
 - 1) 受付日時 第1回目 令和3年12月24日(金)から 1月14日(火)17時まで 第2回目 令和4年3月11日(金)から 3月15日(火)17時まで
 - 2) 受付場所 上記3 (1) の電子メール
 - 3) 回答日(予定)第1回目 令和4年2月10日(木)第2回目 令和4年4月7日(木)
 - 4) 回答場所 本学のホームページ https://bureau.tohoku.ac.jp/sisetubu/ppppfi/pppp fi.html
- (5) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付日時、場所並びに確認審査の結果通知
 - 1) 受付日時 令和4年2月14日(月)から 2月15日(火)12時まで 毎日9時から17時まで(12時から13時は除く)、但し2月15日(火)は9時から12時まで。

- 2) 受付場所 上記 3 (1)
- 3) 結果通知 申請を行った者に対して、書面により令和4年2月22日(火)までに本学から通知する。
- (6) 入札書等及び提案書の受付日時、場所
 - 1) 受付日時 令和4年4月26日(火)から 4月28日(木)12時まで 毎日9時から17時まで(12時から13時を除 く)、但し4月28日(木)は9時から12時 まで。
 - 2) 受付場所 上記 3 (1)
- (7) 入札書の開札日時、場所
 - 1) 開札日時 令和4年4月28日(木)14時
 - 2) 開札場所 国立大学法人東北大学施設部 庁舎3階大会議室

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - 1) 入札保証金は、免除する。 ただし、落札者が基本協定を締結しない とき、又は、事業者が事業契約を締結しないときは、違約金として、落札した金額の 100 分の5に相当する額を本学に支払わなければならない。
 - 2) 契約保証金
 - ① 事業者は、事業契約の締結日から施設整備業務の完了までの期間について、施設整備費相当(ただし、消費税及び地方消費税を含み、金利支払額を含まないも

のとする。以下において同じ。)の 100 分の30以上の契約保証金を納付し、又は これに代わる以下の保証を付すとともに その証券を本学に提出しなければならな い。

- ア 事業契約による債務の不履行により 生ずる損害金の支払を保証する銀行、 本学が確実と認める金融機関又は保証 事業会社(公共工事の前払金保証事業 に関する法律(昭和27年法律第 184 号)第2条第4項に規定する保証事業 会社をいう。)の保証
- イ 事業契約による債務の履行を保証 し、本学を債権者とする公共工事履行 保証証券による保証
- ウ 事業契約による債務の不履行により 生ずる損害をてん補する、本学を被保 険者とする履行保証保険契約の締結
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格

- のない者のした入札、競争参加資格確認申請 書等に虚偽の記載を行った者の入札及び入札 に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 本事業の入札は、金額とともに金額以外の要素を総合的に評価し、最も優れた提案を行った入札参加者(以下「優秀提案者」という。)を選定し、当該優秀提案者を落札者として決定する総合評価方式により行う。
- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 当該事業以外の業務で、当該事業に直接関連する業務に関する契約を当該事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無無
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 3 (1) に同じ。
- (9) 一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (1) 3) ①ア、②ア、③ア、④ア及び⑤ アに掲げる競争参加資格の認定を受けていない者及び有資格業者の登録を行っている者も上記 3 (5) により入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(10) 詳細は入札説明書等による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Toshiya Ueki, Executive Vice President for General Affairs, Financial Affairs and International Relations, National University Corporation Tohoku University
- (2) Classification of the service to be procured: 41, 42, 75, 78
- (3) Subject matter of the contract: Construction work and maintenance of Building for International Joint Research Center for Advanced Information and Communication Technologies, Tohoku University
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 12:00A.M. 15 February 2022
- (5) Time-limit for the submission of tenders: 12:00A.M. 28 April 2022
- (6) Contact point for tender documentation:Contract Section, Facilities department, University Corporation Tohoku University, 2-1-1 Katahira, Aoba-ku, Sendai-shi, 980-8577 JAPAN TEL 022-217-5126